

第39回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年8月20日（水曜日） 午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所

岡山県倉敷市本町7番2号
倉敷アイビースクエア エメラルドホール
(株主総会会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主
総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご
注意ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

ご案内

議決権の行使はインターネット・書面（郵送）による事前行使の方法でも行っておりますので、ご活用ください。
お土産の配布・懇親会の開催は予定しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第39回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	12
連結計算書類/計算書類	33
監査報告	39



(証券コード：2791)

2025年7月29日

(電子提供措置の開始日2025年7月22日)

株 主 各 位

岡山県倉敷市西中新田297番地1

大黒天物産株式会社

代表取締役社長 大賀 昌彦

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト（IR情報）

<https://www.e-dkt.co.jp/ir/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/2791/teiiji/>



なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2025年8月19日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2025年8月20日（水曜日）午前10時
2. 場 所 岡山県倉敷市本町7番2号
倉敷アイビースクエア エメラルドホール
(株主総会会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
- 第39期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第39期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎書面交付請求をされた株主様へ交付する書面には、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。従いまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

連結計算書類のうち連結注記表

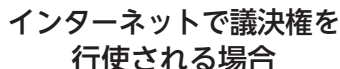
計算書類のうち個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前ページの各ウェブサイトに掲載させていただきます。

配当金の口座振込制度	
■配当金のお受取りは、口座振込のご利用が便利です。	■配当金のお受取り方法変更の手続は、以下までお問い合わせください。 ・証券会社で株式をお持ちの場合：証券口座を開設された証券会社 ・証券会社で株式をお持ちでない場合：三菱UFJ信託銀行株式会社
【株主名簿管理人】三菱UFJ信託銀行株式会社 同連絡先：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 0120-232-711 (通話料無料／受付時間：土日祝日等除く平日午前9時～午後5時)	



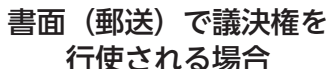
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年8月19日（火曜日）
午後5時入力完了分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年8月19日（火曜日）
午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

※株主でない代理人及び同伴の方等、議決権を行使することができない株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。

開催日時

2025年8月20日（水曜日）
午前10時

議決権行使書のご記入方法のご案内

ここに議案に対する賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

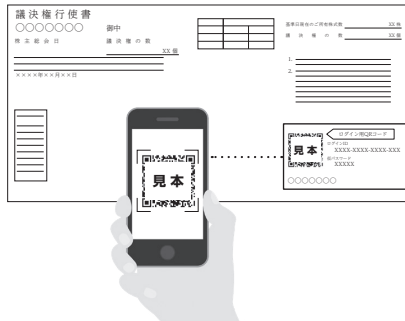
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットと書面（郵送）による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題として捉えており、配当につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るため必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた継続かつ安定的な利益分配を行うことを基本としております。

また、当社グループの当連結会計年度における経営成績は、売上高2,929億4千万円（前年同期比8.5%増）、経常利益100億8千8百万円（前年同期比5.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益67億7千4百万円（前年同期比7.4%増）となり過去最高益を達成することができました。つきましては、創業以来ご支援をいただきました株主の皆様には感謝の意を表すため、当期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、普通配当を前期より1株につき2円増配するとともに、特別配当4円を加え、1株につき39円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金39円

(普通配当35円、特別配当4円)

配当総額 540,106,827円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年8月21日

第2号議案 取締役8名選任の件

現任の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役大賀昭司氏は、2025年6月22日に逝去されました。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	【再任】 おお が まさ ひこ 大賀昌彦 (1982年4月18日生)	2007年4月 株式会社いいなダイニング入社 2010年4月 当社入社 2014年1月 当社社長室長兼惣菜部課長 2015年5月 当社社長室長兼ブルーオーシャン戦略室長 2016年8月 当社常務取締役社長室長兼ブルーオーシャン戦略室長 2016年11月 当社常務取締役社長室長兼ブルーオーシャン戦略室長兼ピザ部長 2018年8月 当社常務取締役社長室長兼ブルーオーシャン戦略室長 2019年8月 当社常務取締役社長室長兼ブルーオーシャン商品開発部長 2020年8月 当社取締役副社長社長室長兼ブルーオーシャン商品開発部長 2023年2月 当社取締役副社長商品本部長兼ブルーオーシャン商品開発部長兼営業戦略部長 2023年8月 当社取締役副社長営業本部長兼ブルーオーシャン商品開発部長兼営業戦略部長 2024年8月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社西源代表取締役 瀬戸内メイプルファーム株式会社代表取締役社長 株式会社小田商店代表取締役会長 マミーズ株式会社代表取締役会長 株式会社恵比寿天代表取締役	720,000株
取締役候補者とした理由 大賀昌彦氏は、当社取締役に就任して以来、常務取締役、取締役副社長として企業経営に従事するとともに、ブルーオーシャン商品開発部長など商品開発部門の責任者として、豊富な業務経験と高い知見に基づき業容拡大に貢献してまいりました。また、2024年8月より代表取締役社長を務め、経営トップとして、その役割・責務を果たしております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。なお、同氏が取締役に選任された場合には、取締役会において代表取締役社長に選定される予定です。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	【再任】 おおむらまじ 大村昌史 (1966年8月7日生)	2011年 4 月 当社入社 2011年 6 月 当社総務部長 2014年 8 月 当社総務部長兼商品管理部長 2016年 8 月 当社取締役店舗運営部長兼商品管理部長 2018年 8 月 当社取締役商品管理部長兼店舗開発部長 2019年 4 月 当社取締役経営戦略室長兼営業戦略部長兼商 品管理部長兼経営企画室長兼店舗開発部長 2019年 8 月 当社専務取締役経営戦略室長兼営業戦略部長兼 商品管理部長兼経営企画室長兼店舗開発部長 2020年 2 月 当社専務取締役経営戦略室長兼営業戦略部長 兼経営企画室長兼店舗開発部長 2021年10月 当社専務取締役経営戦略室長兼営業戦略部長 兼店舗開発部長 株式会社恵比寿天取締役社長(現任) 2022年10月 当社専務取締役経営戦略室長兼店舗開発部 長 2024年 8 月 当社専務取締役経営戦略室長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社恵比寿天取締役社長	4,200株
	取締役候補者とした理由 大村昌史氏は、当社取締役に就任して以来、企業経営に従事し、その役割・責務を果たしてお ります。また、これまで総務、商品管理などの管理部門及び店舗開発部門の責任者に携わる 等、豊富な業務経験と高い知見を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上 の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。		
3	【再任】 おおがゆうき 大賀友貴 (1983年10月1日生)	2011年 8 月 当社入社 2018年 6 月 当社経営企画室課長 2021年10月 当社経営企画室長 2023年 8 月 当社取締役経営企画室長(現任)	146,000株
	取締役候補者とした理由 大賀友貴氏は、当社取締役に就任して以来、企業経営に従事し、その役割・責務を果たしてお ります。また、これまでの経営企画室長などの豊富な経験と高い知見を有しております。これ らのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者と いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	【再任】 難波 洋一 (1966年4月8日生)	2007年 9 月 当社入社 2008年 1 月 当社経理部経理課長 2008年 8 月 当社経理部次長 2014年 8 月 当社経理部長 2020年 8 月 当社取締役経理部長 2022年 8 月 当社取締役経理部長兼管理部門担当(現任)	400株
	取締役候補者とした理由 難波洋一氏は、当社取締役に就任して以来、企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、これまでの経理部長などの豊富な業務経験と高い知見を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といいたしました。		
5	【再任】 井上 博司 (1956年9月1日生)	2007年 4 月 当社入社 当社情報システム室次長 2009年 6 月 当社情報システム室長 2021年 8 月 当社取締役情報システム室長(現任)	2,100株
	取締役候補者とした理由 井上博司氏は、当社取締役に就任して以来、企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、これまでの情報システム室長などの豊富な経験と高い知見を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といいたしました。		
6	【新任】 福島 真二 (1980年3月10日生)	2002年 4 月 当社入社 2005年 4 月 当社店舗運営部姫路店店長 2011年 5 月 当社商品部加工食品課バイヤー 2021年 5 月 当社物流戦略室課長 2023年 5 月 当社社長室次長 2024年 8 月 当社社長室長(現任)	2,100株
	取締役候補者とした理由 福島真二氏は、当社に入社して以来、複数店舗での店舗運営やバイヤーとしての商品調達、物流部門での責任者など、豊富な経験と高い知見に基づき業容拡大に貢献し、その役割・責務を果たしております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といいたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	【再任】 の 野 田 尚 紀 だ なお き (1976年6月3日生)	2003年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2016年10月 野田公認会計士事務所開業 同所所長(現任) 税理士法人松岡・野田コンサルティング設立 同社代表社員（現任） 2017年8月 当社社外取締役(現任) 2017年12月 ACアーネスト監査法人入所（現任）	—
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 野田尚紀氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的知識を有しており、当社の社外取締役に就任以降の実績から、引き続きガバナンス強化の役割を担う当社の社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。			
8	【再任】 ふく だ まさ ひこ 福 田 正 彦 (1955年5月10日生)	1978年3月 株式会社中国銀行（現株式会社中国銀行）入行 2009年6月 同行取締役 2013年6月 同行常務取締役 2019年8月 株式会社丸五取締役副社長 2019年8月 当社社外取締役(現任) 2020年4月 株式会社丸五代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社丸五代表取締役社長	—
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 福田正彦氏は、長年に亘る金融機関経験及び他社での経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、ガバナンス強化の役割を担う当社の社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者が所有する当社株式の数は、当期末（2025年5月31日）現在の株式数を記載しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、野田尚紀氏及び福田正彦氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 野田尚紀氏及び福田正彦氏は、社外取締役候補者であります。なお、野田尚紀氏及び福田正彦氏は東京証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 野田尚紀氏及び福田正彦氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって野田尚紀氏が8年、福田正彦氏が6年であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役武藤章人氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 (生年月日) 名	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 社 有 株 式 の 当 数
【新任】 河内泰之 (1968年7月10日生)	1991年 4月 株式会社中国銀行入行 2001年10月 同行融資管理部調査役 2021年 6月 同行三原支店長 2023年 6月 中銀カード株式会社へ出向(現任)	—
監査役候補者とした理由 河内泰之氏は、長年に亘り中国銀行に勤務し、金融機関において培った専門的な知識と豊富な経験を有しており、公正かつ客観的な立場から業務の執行を監査し、取締役会に対する監督機能を充実させることが期待できるため監査役候補者いたしました。なお、同氏が監査役に選任された場合には、監査役会において常勤監査役に選定される予定です。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 河内泰之氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
くわ はら かず なり 桑 原 一 成 (1953年5月17日生)	1992年9月 株式会社セシール入社 2006年1月 同社人事部長 2006年12月 当社入社 当社総務部次長 2010年1月 当社総務部長代理 2014年4月 当社退職	—
補欠監査役候補者とした理由 桑原一成氏は、当社及び他社において人事、総務部門の豊富な経験を積まれており、当社の事業活動に関しても、豊富な経験と高度な知識を有しておりますことから当社監査役として適任であると判断し、補欠監査役候補者といたしました。		

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

事業報告

(2024年 6 月 1 日から
2025年 5 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度における我が国経済は、経済活動の正常化が徐々に進み、景気は緩やかに回復傾向に向かう一方で、ウクライナや中東などの地政学リスクの高まりが為替の急激な変動をもたらし、輸入品の価格やエネルギー価格の上昇に影響を及ぼしております。また、人件費や物流コストの増加などにより、極めて厳しい状況が続いております。

小売業界におきましては、相次ぐ商品の値上げによって消費者の生活防衛意識は高く維持されており、消費に対する節約志向は高止まりしております。また、各企業においても人件費や物流費の上昇による販管費の増加が続いており、厳しい経営環境が継続しております。

このような環境の中、当社グループでは、「魅力ある店づくり6項目」(①価格、②品質、③売場、④活気、⑤環境整備、⑥接客)の徹底をスローガンに、お客様にご支持いただける小売業を目指して取り組んでおります。また、お客様に「安くて新鮮で美味しい商品」を提供するべく、E S L P (エブリデイ・セーム・ロープライス)による地域最安値価格を目指すことに加え、自社開発商品の中身を徹底的に「アナライズ」(分析)し改良を重ねた、「高品質・低価格」な商品(D-PRIDE)を前面に打ち出して展開するほか、自社物流の構築による物流コスト削減、産地からの最短定温物流実現による生鮮食品の鮮度向上を推進しております。さらに成長戦略として、高速多店舗化出店を掲げ、店舗数の増加によって中国及び関西の両センターの稼働率を上げることでコスト削減を実現しております。当連結会計年度において、滋賀県に3店舗、愛知県、徳島県、石川県にそれぞれ2店舗、大阪府、兵庫県、岡山県、鳥取県、山口県、愛媛県、富山県、三重県、熊本県、佐賀県にそれぞれ1店舗の計19店舗を出店いたしました。そのうち1店舗は100%センター供給店舗フォーマット(SFO店舗)での出店とすることで従来の店舗と比べて、出店コストと店舗運営コストの削減を実現しております。高速多店舗化出店を進めていく中で、前連結会計年度においては佐賀県への初出店、当連結会計年度においては富山県への初出店と出店エリアの拡大も同時に進めております。また、既存店舗の活性化を図るために、2店舗の建替えと7店舗の改装を実施いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,929億4千万円(前年同期比8.5%増)、経常利益は100億8千8百万円(前年同期比5.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は67億7千4百万円(前年同期比7.4%増)となりました。

当社グループの部門別売上状況は次のとおりであります。

部 門	第38期(2024年5月期)		第39期(2025年5月期)		増 減 率 (%)
	金額 (百万円)	構 成 比 (%)	金額 (百万円)	構 成 比 (%)	
小 売 部 門	268,735	99.5	291,807	99.6	108.6
卸 売 部 門	1,174	0.4	977	0.3	83.2
そ の 他	167	0.1	155	0.1	92.6
合 計	270,077	100.0	292,940	100.0	108.5

当社グループの地域別売上状況は次のとおりであります。

地 域	第38期(2024年5月期)		第39期(2025年5月期)		増 減 率 (%)
	金額 (百万円)	構 成 比 (%)	金額 (百万円)	構 成 比 (%)	
中国・四国地区	113,249	41.9	121,822	41.6	107.6
関西・中部地区	135,969	50.4	146,725	50.1	107.9
そ の 他 (注)	20,858	7.7	24,392	8.3	116.9
合 計	270,077	100.0	292,940	100.0	108.5

(注) その他は、上記地区以外の小売売上、卸売部門、飲食部門等が含まれております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は204億6百万円であります。その主なものは、新規出店に伴う設備投資額179億1千9百万円、食品製造設備及び店舗改装に伴う設備投資額15億7千4百万円などであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの資金調達につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 36 期 (2022年5月期)	第 37 期 (2023年5月期)	第 38 期 (2024年5月期)	第 39 期 (2025年5月期)
売 上 高(百万円)	224,150	242,243	270,077	292,940
経 常 利 益(百万円)	8,923	4,844	9,543	10,088
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	5,617	3,116	6,306	6,774
1株当たり当期純利益(円)	403.30	223.73	452.64	486.03
総 資 産(百万円)	81,930	97,194	104,352	116,403
純 資 産(百万円)	46,802	49,518	55,496	61,064

(3) 対処すべき課題

中東などの地政学リスクの高まりの影響などにより為替の急激な変動、輸入品の価格やエネルギー価格の上昇や人件費・物流費の上昇、業種・業態を超えた競争の激化により厳しい経営環境が継続しております。

このような環境の中、当社グループの中長期戦略として、出店構想、PC構想、物流構想、組織構想、人財構想の「5つの構想」を掲げ、食を通じて人々の暮らしを豊かに変える「豊かさの追求」という会社理念の実現に向けて、次のような取り組みをまいります。

- ①出店構想 高速多店舗化出店による事業規模拡大の加速
- ②PC構想 エリアセンター及びRMセンターからの商品供給店舗の更なる拡大による収益体質の強化とSFO(セールスフロアーオンリー)フォーマット店舗の拡大
- ③物流構想 自社物流の構築による物流コストの削減と産地からの最短定温物流の実現による生鮮食品の鮮度向上の推進
- ④人財構想及び組織構想
お客様、社会、世の中の人々に大きく貢献できる人財の育成と配転教育(ジョブローテーション)による全体最適で考えられるスペシャリスト人財の育成

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 西 源	16百万円	100%	食品、生活百貨の小売業
瀬戸内メイプルファーム 株 式 会 社	10百万円	100%	酪農事業
株 式 会 社 小 田 商 店	12.5百万円	100%	各種食料品小売業
マ ミ ー ズ 株 式 会 社	10百万円	100%	各種食料品小売業
株 式 会 社 恵 比 寿 天	90百万円	100%	店舗開発に係るコンサルタント 事業及び不動産賃貸業

- (注) 1. 当社の連結子会社の数は、上記の重要な子会社を含めて19社であります。
2. 当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。

(5) 主要な事業内容（2025年5月31日現在）

当社グループは、食料品の小売りを主な事業としており、関連する事業として食料品の卸売事業及び飲食事業等を営んでおります。

(6) 主要な営業所等（2025年5月31日現在）

① 当社

本 社 岡山県倉敷市西中新田297番地 1
支 店 東京都大田区東海三丁目 7 番 1 号
物流センター及び食品製造拠点

中国物流 R M センター	岡山県総社市中原88番地
関西物流 R M センター	京都府木津川市城山台 4 丁目 2 番 2
関西 D C	大阪府堺市西区築港新町 2 丁 7 - 9
中部 D C	愛知県一宮市萩原町林野字鷺宮8-1

- (注) 1. 中国物流 R M センターには、中国 D C、岡山チルド T C、岡山フローズン D C、生鮮 P C 及び食品製造部門を併設しております。
2. 関西物流 R M センターには、関西チルド T C、関西フローズン D C、生鮮 P C 及び食品製造部門を併設しております。
3. 中部 D C は、2024 年 6 月から稼働を開始いたしました。

店 舗
既存店舗 (169店舗)

岡山県 (45店舗)	倉敷市 13店舗 岡山 20店舗 総社市 3店舗 備前市 1店舗 勝田郡 1店舗 勝央町 1店舗 赤磐市 1店舗	井原市 2店舗 津山 1店舗 真庭市 1店舗 勝田郡 1店舗 小田郡 1店舗 奈義町 1店舗 矢掛町 1店舗
広島県 (12店舗)	広島市 4店舗 庄原市 1店舗 東広島市 1店舗 安芸郡 1店舗 坂町	福山市 2店舗 安芸郡 1店舗 呉市 2店舗 山熊町 野市
山口県 (3店舗)	防府市 2店舗	下関市 1店舗
鳥取県 (9店舗)	鳥取市 2店舗 倉吉市 2店舗 八頭郡 1店舗 智頭町	米子市 2店舗 境港市 1店舗 八頭郡 1店舗 八頭町
島根県 (3店舗)	安来市 1店舗	松江市 2店舗
大阪府 (21店舗)	泉南市 2店舗 大阪市 3店舗 貝塚市 1店舗 堺市 2店舗 岸和田市 1店舗 南河内郡 1店舗 茨木市 1店舗 枚方市 1店舗	摂津市 1店舗 大東市 2店舗 和泉市 1店舗 河内郡 1店舗 東大阪 1店舗 東長阪 1店舗 寝屋川 1店舗 羽曳野 1店舗 富田林市 1店舗
京都府 (2店舗)	八幡市 1店舗	相楽郡 1店舗 精華町
兵庫県 (15店舗)	加古川市 1店舗 姫路市 2店舗 明石市 3店舗 神崎郡 1店舗 三田市 1店舗	神戸市 3店舗 赤穂市 1店舗 丹波篠山 1店舗 相生市 1店舗 三木市 1店舗
奈良県 (5店舗)	奈良市 2店舗 桜井市 1店舗	北葛城郡 1店舗 葛城 1店舗 上牧町 城市
和歌山県 (5店舗)	和歌山市 5店舗	
滋賀県 (6店舗)	草津市 1店舗 守山市 1店舗 長浜市 1店舗	大津市 1店舗 近江八幡市 1店舗 愛知郡 1店舗 愛荘町
愛知県 (3店舗)	豊橋市 1店舗 名古屋 1店舗	小牧市 1店舗
香川県 (9店舗)	坂出市 1店舗 丸亀市 2店舗	高松市 5店舗 さぬき市 1店舗
徳島県 (4店舗)	鳴門市 1店舗 吉野川市 1店舗	小松島市 1店舗 徳島市 1店舗

愛媛県（8店舗）	松山市 西条市 新居浜市	3店舗 2店舗 1店舗	今治市	1店舗 1店舗
福岡県（6店舗）	遠賀郡水巻町 久留米市 田川市	1店舗 1店舗 1店舗	北九州市 京都郡苅田町	2店舗 1店舗
福井県（1店舗）	越前市	1店舗		
石川県（4店舗）	河北郡津幡町 野々市市	1店舗 1店舗	金沢市	2店舗
三重県（4店舗）	四日市市 伊賀市	1店舗 1店舗	津市 松阪市	1店舗 1店舗
岐阜県（4店舗）	大垣市 本巣市	1店舗 1店舗	土岐市 中津川市	1店舗 1店舗

当連結会計年度出店店舗（17店舗）

大阪府（1店舗）	大阪市	1店舗		
石川県（2店舗）	加賀市	1店舗	野々市市	1店舗
山口県（1店舗）	周南市	1店舗		
鳥取県（1店舗）	西伯郡日吉津村	1店舗		
滋賀県（3店舗）	犬上郡豊郷町	1店舗	湖南市	1店舗
	大津市	1店舗		
愛知県（2店舗）	稲沢市	1店舗	東海市	1店舗
三重県（1店舗）	名張市	1店舗		
富山県（1店舗）	高岡市	1店舗		
兵庫県（1店舗）	神戸市	1店舗		
徳島県（2店舗）	名西郡石井町	1店舗	板野郡上板町	1店舗
愛媛県（1店舗）	四国中央市	1店舗		
岡山県（1店舗）	倉敷市	1店舗		

② 子会社

会社名	店舗等	所在地
株 式 会 社 西 源	流通団地店他 15店舗	長野県（松本市、諏訪市、塩尻市、安曇野市、上田市、須坂市、長野市）、新潟県（長岡市、燕市、新潟市、上越市）
株 式 会 社 バ リ ュ ー １ ０ ０	バリュー100茨木太田店	大阪府（茨木市）
大黒天ファーム笠岡株式会社	佐用牧場	兵庫県（佐用郡佐用町）
オ リ ー ブ 水 産 株 式 会 社	養殖場	香川県（坂出市）、高知県（幡多郡大月町）
瀬戸内メイプルファーム株式会社	矢掛牧場	岡山県（小田郡矢掛町）
株 式 会 社 小 田 商 店	春日店他 6 店舗	広島県（広島市、福山市）、島根県（出雲市）
マ ミ ー ズ 株 式 会 社	西牟田店他 25店舗	福岡県（福岡市、柳川市、久留米市、筑後市、大牟田市、太宰府市、みやま市、八女市、三井郡大刀洗町、八女郡広川町）、熊本県（玉名市、荒尾市、宇城市）、長崎県（西海市）、佐賀県（伊万里市、佐賀市）

(7) 従業員の状況 (2025年5月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 加	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
合 計 ま た は 平 均	2,142名	98名	34.9歳	7.4年

(注) 従業員数には、パートタイマー・アルバイト8,053名（1日8時間換算による月平均人数）は含めておりません。

(8) 主要な借入先 (2025年5月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,916百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,650百万円
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	1,562百万円
株 式 会 社 中 国 銀 行	1,166百万円
株 式 会 社 伊 予 銀 行	600百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社京都銀行を主幹事とする計5行からの協調融資によるものであります。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2025年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 43,600,000株
- ② 発行済株式の総数 14,502,400株（自己株式653,507株含む）
（注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は12,600株増加しております。
- ③ 株主数 12,102名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
七福神株式会社	5,690千株	41.08%
大 賀 昭 司	1,126	8.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	995	7.18
大 賀 昌 彦	720	5.19
JP MORGAN CHASE BANK 385840	411	2.96
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS - JAPAN ADVANTAGE POOL	301	2.17
公益財団法人大黒天財団	300	2.16
株式会社日本カストディ銀行	268	1.93
NORTHERN TRUST Co. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	165	1.19
野村信託銀行株式会社	162	1.17

- （注） 1. 当社は、自己株式を653,507株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 2025年5月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシーが2025年4月30日現在で610千株（株券等保有割合4.21%）の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。
4. 2022年1月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、フィデリティ投信株式会社が2021年12月31日現在で652千株（株券等保有割合4.51%）の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。
5. 2021年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社他1名の共同保有者が、2021年5月31日現在で610千株（株券等保有割合4.22%）の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

(2) **新株予約権等に関する事項**

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年5月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項（2025年5月31日現在）

地位	担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役会長		大賀昭司	株式会社西源代表取締役 瀬戸内メイプルファーム株式会社代表取締役 株式会社小田商店代表取締役会長 マミーズ株式会社代表取締役会長 株式会社恵比寿天代表取締役 一般財団法人黒天奨学財団代表理事
代表取締役社長		大賀昌彦	
専務取締役	経営戦略室長	大村昌史	株式会社恵比寿天取締役社長
取締役	経営企画室長	大賀友貴	
取締役	経理部長兼 管理部門担当	難波洋一	
取締役	情報システム室長	井上博司	
取締役		野田尚紀	公認会計士、税理士
取締役		福田正彦	株式会社丸五代表取締役社長
監査役（常勤）		武藤章人	
監査役		寺尾耕治	公認会計士、税理士 株式会社ジェイ・イー・ティ社外監査役
監査役		今岡正一	公認会計士、税理士 株式会社山陰合同銀行社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役野田尚紀氏及び福田正彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役寺尾耕治氏及び今岡正一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役寺尾耕治氏及び今岡正一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 代表取締役会長大賀昭司氏は、2025年6月22日付で逝去により退任いたしました。
5. 代表取締役社長大賀昌彦氏は、2025年6月22日付で次のとおり異動しております。
- 株式会社西源代表取締役に就任
瀬戸内メイプルファーム株式会社代表取締役社長に就任
株式会社小田商店代表取締役会長に就任
マミーズ株式会社代表取締役会長に就任
株式会社恵比寿天代表取締役に就任
6. 当社は、取締役野田尚紀氏及び福田正彦氏、監査役寺尾耕治氏及び今岡正一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社と社外取締役野田尚紀氏及び福田正彦氏、社外監査役寺尾耕治氏及び今岡正一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の固定報酬の限度額は、2015年8月25日開催の第29回定時株主総会において年間報酬総額の上限を3億円以内（うち、社外取締役分2千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役は1名）であります。

また、取締役（社外取締役を除く）については、2019年8月21日開催の第33回定時株主総会において、固定報酬の限度額とは別枠でストック・オプションとして年額3千万円の範囲内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役は2名）であります。

監査役の固定報酬の限度額は、2003年8月28日開催の第17回定時株主総会において年間報酬総額の上限を1億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額及び個人別の報酬等の決定方針に関する事項

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみとしております。

取締役の基本報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、業績、従業員給与の水準等を考慮しながら総合的に勘案して、取締役会決議に基づき委任された代表取締役会長大賀昭司氏が各取締役の個人別の基本報酬及び業績を踏まえた業績連動報酬等を決定しております。これらを委任した理由は、会社全体及び取締役の職務を把握しており、各取締役の担当職務の評価及び個人別の報酬等の内容を決定するには代表取締役会長が最も適していると取締役会が判断したためであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、その権限が適切に行使されていることを受け、決定方針に沿うものであると判断しております。なお、報

酬等の種類ごとの比率は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝70～100：10～0：20～0の範囲を目安としております。

監査役の固定報酬は、株主総会で決議いただいた限度額内で監査役の協議で決定しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	ストック・オプション	
取締役 (うち社外取締役)	93 (9)	93 (9)	－ (－)	－ (－)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14 (6)	14 (6)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	108 (15)	108 (15)	－ (－)	－ (－)	11 (4)

二. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の利益目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として支給することとしております。当事業年度において業績連動報酬等は支給しておりませんが、取締役のうち業務執行取締役の基本報酬は、業績等を考慮しながら決定しております。

ホ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等は、取締役が株式の保有を通じて株主との価値共有を高めることにより企業価値の持続的向上を図る目的から株式報酬を交付することとしており、中期経営計画の達成に向け必要に応じて付与することとしております。当事業年度において株式報酬としてのストック・オプションとして割り当てた新株予約権はありません。

④ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役福田正彦氏は、株式会社丸五の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役寺尾耕治氏は、株式会社ジェイ・イー・ティの社外監査役であります。当社と

兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・監査役今岡正一氏は、株式会社山陰合同銀行の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(ロ) 当事業年度中における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発 言 状 況 等
取 締 役	野 田 尚 紀	12回中12回 (100%)	—	公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役との定期的な会合を実施し様々な発言を行っております。
	福 田 正 彦	12回中12回 (100%)	—	長年に亘る金融機関経験や現在の他社での経営者としての豊富な経験と幅広い知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する発言を行っております。また、監査役との定期的な会合を実施し様々な発言を行っております。
監 査 役	寺 尾 耕 治	12回中12回 (100%)	14回中14回 (100%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、内部監査室との定期的な会合を実施しコンプライアンス体制強化のため様々な発言を行っております。
	今 岡 正 一	12回中11回 (91%)	14回中13回 (92%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、内部監査室との定期的な会合を実施しコンプライアンス体制強化のため様々な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

(イ) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 37百万円

(ロ) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産 37百万円
上の利益の合計額

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に対する監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の独立性及び監査体制・監査品質の確保体制、監査計画、監査方法、内容・結果の相当性を判断基準として同意しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合には、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他会計監査人の変更が必要と判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定して取締役会に通知し、取締役会はそれを株主総会の付議議案といたします。

(5) 会社の体制及び方針

① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務並びに会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(イ) 取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に総括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、総務部との連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成及び配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

(ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配及び意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

また、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用、取締役会は、委任業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けるものとする。

(ホ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程に従い、子会社の業績、財務状況及び業務執行状況その他の重要な事項について、当社の取締役会に定期的・継続的に報告する体制とする。

b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の取締役等は、その業務の適正を確保するために必要な諸規程を遵守する。企業戦略室は子会社の管理部門として子会社に対する指導・管理を行い、情報の共有化を図ることによりグループ各社における業務遂行の適正性を確保する。

c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ各社は、当社取締役会が定める全社的な経営戦略及び目標を共有し、その目的達成のため業務の高度化・効率化に向けた改善を継続的に行う。

d) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社総務部はこれを横断的に推進し、管理する。

内部監査室は子会社を内部監査の対象とし、グループ各社の取締役及び使用人に係る職務執行が法令及び定款に適合する体制とする。また、当社が設置・運営するコンプライアンス・ホットラインは、グループ各社の役員及び使用人等が利用できる体制とする。

(ヘ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a) 監査役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

b) 監査役の職務を補助する使用人の当該期間における人事異動・人事考課については、監査役の意見を聴取し、尊重するものとする。

(ト) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

a) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

b) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(チ) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還、負担した債務の弁済を求められた場合には、当該費用が明らかに監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

(リ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題について意見交換を行う。また、会計監査人、内部監査室等との緊密な連携を保つことにより、実効的な監査を実施する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(イ) 取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

a) 内部監査室による監査記録は毎月取締役会メンバーに回覧され、最新の状況が報告されている。また、監査役会と内部監査室は毎月会合を設け、監査状況や問題点につき意見交換を行っている。

b) 24時間体制のコンプライアンス・ホットラインを設置しており、従業員が内部監査室に対して直接情報提供を行う体制となっている。

- (ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報の保存については、文書取扱規程に従って適正に保存され、また取締役及び監査役が常時閲覧できる体制となっている。
- (ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
業務遂行上で直面するリスクについては、各担当部署が規則、ガイドライン、マニュアルを作成し、これらは電磁的媒体に記録されて関係者が常時閲覧できる体制となっている。また発生したリスク関連事項の報告は総務部が一元管理し、同部が監視及び対応に当たっている。
- (ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
各部門の業務遂行に当たっては、権限規程に基づく適正な権限分配の下、業務担当取締役が統括し、稟議の電子化等、ＩＴを利用した効率化を図っている。
- (ホ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ａ) 子会社の業績、財務状況等の重要事項は、当社の取締役会において毎月報告され、担当取締役が状況説明を行っている。
 - ｂ) 内部監査室は子会社も監査の対象としており、その状況は報告書として回覧される。また、コンプライアンス・ホットラインはグループ各社にも通報先が周知され、当該子会社の役員及び使用人が利用できる体制となっている。
- (ヘ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人に関する事項については監査役会規程及び監査役監査基準において明定している。
- (ト) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ａ) コンプライアンス・ホットラインの通報については、その一次情報を内部監査室が総務部に報告する際、同時に監査役にも報告が行われる体制となっている。また、子会社において発生する重要問題は、子会社から直接に、或いは企業戦略室、総務部を通じて、監査役に対して適時に報告されている。
 - ｂ) 内部通報処理規程において「不利益取扱いの禁止」条項を規定しており、この規定はコンプライアンス・ホットラインのみならず、監査役への報告についても適用される。

- (チ) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針は監査役会規程及び監査役監査基準において明記している。
- (リ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役、会計監査人、内部監査室と定期的な会合及び随時意見交換を行っており、監査の実効性確保に努めている。

- ② 株式会社の支配に関する基本方針
該当事項はありません。

- ③ 資本政策に関する基本方針及び剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、キャッシュ・フローを生み出す源泉として、安定した収益性、投資効率の向上、バランスのとれた財務基盤構築が重要であると考えており、資本政策に関する方針として次に掲げる項目に取り組むことで企業価値向上、すなわち、キャッシュ・フローの創出を実現することを基本としております。

- ・安定した資本効率
- ・投資効率重視の事業戦略
- ・財務レバレッジと財務健全性のバランス
- ・持続的、安定的な株主還元

そのために、株主資本利益率(ROE)を重要な経営指標の一つと捉えております。

また、株主に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、積極的な事業展開と経営基盤の強化に必要な内部留保を勘案し、持続的かつ安定的な利益分配を行うことを基本方針としております。内部留保につきましては、新規出店投資及び業務の標準化、効率化を目的としたIT、物流関連投資、従業員教育等、業容拡大と一層の経営基盤の強化につなげてまいります。

(6) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、当社代表取締役会長である大賀昭司氏と次の取引をしております。

- ① 代表理事を務める一般財団法人黒天奨学財団に対する寄付金の拠出

この寄付金の拠出に当たっては、金額、その他内容及び条件が一般の取引条件と同様の適切な条件による取引で行われることなどに留意しております。

なお、当社取締役会は、この取引条件を把握し当社グループの利益を害するものでないことを確認した上で、その適正性、妥当性を判断しております。

② 大賀昭司氏が保有する当社株式の取得

この自己株式の取得に当たっては、取引条件等の内容の適正性について、専門家からの助言等を通じて、慎重に検討の上、実施しております。

なお、当社取締役会は、この取引条件等を把握し当社グループの利益を害するものでないことを確認した上で、その適正性、妥当性を判断しております。

(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	25,200	流 動 負 債	46,190
現 金 及 び 預 金	8,488	買 掛 金	20,205
売 掛 金	154	短 期 借 入 金	11,061
商 品 及 び 製 品	9,847	リ ー ス 債 務	9
仕 掛 品	182	未 払 法 人 税 等	2,176
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	758	賞 与 引 当 金	694
そ の 他	5,768	そ の 他	12,043
貸 倒 引 当 金	△0	固 定 負 債	9,148
固 定 資 産	91,202	長 期 借 入 金	3,945
有 形 固 定 資 産	76,602	リ ー ス 債 務	17
建 物 及 び 構 築 物	48,963	繰 延 税 金 負 債	47
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,277	退 職 給 付 に 係 る 負 債	49
工 具 器 具 備 品	6,913	資 産 除 去 債 務	3,762
土 地	13,458	そ の 他	1,324
リ ー ス 資 産	140	負 債 合 計	55,339
建 設 仮 勘 定	3,610	純 資 産 の 部	
そ の 他	237	株 主 資 本	60,837
無 形 固 定 資 産	219	資 本 金	1,760
投 資 そ の 他 の 資 産	14,380	資 本 剰 余 金	1,921
投 資 有 価 証 券	442	利 益 剰 余 金	58,840
建 設 協 力 金	1,294	自 己 株 式	△1,685
繰 延 税 金 資 産	5,523	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	109
差 入 保 証 金	5,674	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	109
そ の 他	1,574	非 支 配 株 主 持 分	117
貸 倒 引 当 金	△130	純 資 産 合 計	61,064
資 産 合 計	116,403	負 債 ・ 純 資 産 合 計	116,403

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 6 月 1 日から)
(2025年 5 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	292,940
売上原価	224,216
販売費及び一般管理費	68,723
営業利益	58,911
営業外収益	9,812
受取利息及び配当金	34
受取賃貸料	142
受取保険金	70
助成金収入	122
その他	135
営業外費用	504
支払利息	52
賃貸費用	62
貸倒引当金繰入額	71
固定資産処分損	19
その他	21
経常利益	228
税金等調整前当期純利益	10,088
法人税、住民税及び事業税	3,774
法人税等調整額	△463
当期純利益	3,310
非支配株主に帰属する当期純利益	6,778
親会社株主に帰属する当期純利益	3
	6,774

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 6 月 1 日から)
(2025年 5 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主		資 本		株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
2024年6月1日 期 首 残 高	1,716	1,877	52,524	△881	55,237
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	43	43			87
剰 余 金 の 配 当			△460		△460
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			6,774		6,774
自 己 株 式 の 取 得				△803	△803
そ の 他			0		0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	43	43	6,315	△803	5,599
2025年5月31日 期 末 残 高	1,760	1,921	58,840	△1,685	60,837

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括利 益 累 計 額 合 計			
2024年6月1日 期 首 残 高	114	114	30	113	55,496
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行					87
剰 余 金 の 配 当					△460
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					6,774
自 己 株 式 の 取 得					△803
そ の 他					0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△4	△4	△30	3	△31
連結会計年度中の変動額合計	△4	△4	△30	3	5,567
2025年5月31日 期 末 残 高	109	109	－	117	61,064

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	21,895	流 動 負 債	43,085
現 金 及 び 預 金	6,258	買 掛 金	18,313
売 掛 金	831	短 期 借 入 金	7,000
商 品 及 び 製 品	8,421	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	3,949
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	655	リ ー ス 債 務	0
前 払 費 用	1,246	未 払 金	4,896
そ の 他	4,481	未 払 費 用	576
貸 倒 引 当 金	△0	未 払 法 人 税 等	1,921
固 定 資 産	89,556	預 り 金	491
有 形 固 定 資 産	64,210	前 受 収 益	171
建 物	38,518	賞 与 引 当 金	605
構 築 物	4,576	そ の 他	5,160
機 械 及 び 装 置	2,904	固 定 負 債	7,967
車 両 運 搬 具	32	長 期 借 入 金	3,945
工 具 、 器 具 及 び 備 品	5,417	リ ー ス 債 務	0
土 地	9,282	資 産 除 去 債 務	3,006
リ ー ス 資 産	0	そ の 他	1,014
建 設 仮 勘 定	3,478	負 債 合 計	51,053
無 形 固 定 資 産	205	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	145	株 主 資 本	60,289
そ の 他	60	資 本 金	1,760
投 資 そ の 他 の 資 産	25,140	資 本 剰 余 金	1,921
投 資 有 価 証 券	442	資 本 準 備 金	1,921
関 係 会 社 株 式	1,737	利 益 剰 余 金	58,292
長 期 貸 付 金	13,397	利 益 準 備 金	5
建 設 協 力 金	2,571	そ の 他 利 益 剰 余 金	58,287
繰 延 税 金 資 産	4,602	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	343
差 入 保 証 金	4,726	別 途 積 立 金	48,770
そ の 他	1,590	繰 越 利 益 剰 余 金	9,173
貸 倒 引 当 金	△3,929	自 己 株 式	△1,685
資 産 合 計	111,452	評 価 ・ 換 算 差 額 等	109
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	109
		純 資 産 合 計	60,399
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	111,452

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 6 月 1 日から)
(2025年 5 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	259,561
売上原価	200,462
売上総利益	59,099
販売費及び一般管理費	49,427
営業利益	9,671
営業外収益	
受取利息及び配当金	159
受取賃貸料	691
助成金収入	116
その他の	83
営業外費用	
支払利息	49
賃貸費用	854
貸倒引当金繰入額	217
その他の	8
経常利益	9,593
税引前当期純利益	9,593
法人税、住民税及び事業税	3,531
法人税等調整額	△376
当期純利益	6,438

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 6 月 1 日から)
(2025年 5 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								本	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金						
		資本準備金	資本剰余金 合	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計	自己株式	株主資本 合 計
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
2024年6月1日期首残高	1,716	1,877	1,877	5	354	44,270	7,683	52,313	△881	55,026
事業年度中の変動額										
新 株 の 発 行	43	43	43							87
固定資産圧縮 積立金の取崩					△11		11	－		－
別途積立金の積立						4,500	△4,500	－		－
剰余金の配当							△460	△460		△460
当 期 純 利 益							6,438	6,438		6,438
自己株式の取得									△803	△803
株主資本以外の項目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)										
事業年度中の変動額合計	43	43	43	－	△11	4,500	1,489	5,978	△803	5,262
2025年5月31日期末残高	1,760	1,921	1,921	5	343	48,770	9,173	58,292	△1,685	60,289

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2024年6月1日期首残高	113	113	30	55,171
事業年度中の変動額				
新 株 の 発 行				87
固定資産圧縮 積立金の取崩				－
別途積立金の積立				－
剰余金の配当				△460
当 期 純 利 益				6,438
自己株式の取得				△803
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)	△3	△3	△30	△34
事業年度中の変動額合計	△3	△3	△30	5,228
2025年5月31日期末残高	109	109	－	60,399

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年7月14日

大黒天物産株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 久 保 誉 一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 西 原 大 祐

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大黒天物産株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大黒天物産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年7月14日

大黒天物産株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 久 保 誉 一
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 西 原 大 祐

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大黒天物産株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月14日

大黒天物産株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	武 藤 章 人	㊟
社 外 監 査 役	寺 尾 耕 治	㊟
社 外 監 査 役	今 岡 正 一	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：岡山県倉敷市本町7番2号
倉敷アイビースクエア エメラルドホール
電話 (086) 422-0011(代表)



J R ご利用の場合：J R 倉敷駅南口より徒歩15分

お車ご利用の場合：山陽自動車道倉敷インターより約4.4 k m

【ご注意】 お車でお越しの場合、駐車場料金は株主様負担となりますので、ご了承ください。

公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。